

sécurité sociale en Belgique. Le salaire indirect et la couverture des besoins sociaux. Volume 1-le dossier. Edition

de l'Institut de Sociologie, Université libre de Bruxelles.

(上村政彦 健保連)

## 社会的法治国家における 社会保障の財政運営

(西ドイツ)



本稿の著者カルル・リュッキング (Karl Lücking) は、「社会保障の伝統的財政運営は社会的法治国家においては時代に合わない」と題して、被用者からの拠出金によって社会保険を運営するのでなしに、社会における全ての所得者からの拠出によって社会保険を運営することが、ドイツ連邦共和国基本法の根本思想である社会的法治国家の思想に合致するものであることを主張している。以下、その概要を紹介する。

基本法 (GG) 第20条の、ドイツ連邦共和国は民主的かつ社会的な連邦国家である、という規定は、支配的な見解によれば、拘束力のある法である。憲法の根本思想によれば、社会正義と社会保障は、自由な民主主義の存続の前提条件である。民主的・社会的法治国家においては、社会的差別があってはならない。それにもかかわらず、被用者は多くの点において不利益な取扱いを受けており、特に社会的支出の面においてそうである。

社会予算によると、社会保障のための財政

負担は年々拠出金支払者に移ってきているのに対して、公的資金の社会給付に対する関与は、1955年における40.8%から1967年における30.9%に減っている。1972年には、それは27%になるであろう。被用者の純所得と使用者のそれとの差は、被用者にとって不利に広がってきている。すなわち、社会保険に入っている被用者は、社会保障のためにより多く貢献させられているのに対して、同様に社会的法治国家の恩恵を享受している国民のうちの他の集団は優遇されている。更に、被用者の社会保険料は労働所得から控除される。ただ、所得税の累進制のみは例外をなす。

### 完全雇用への方策

社会的生産の恒常的成長は、完全雇用を安定させ、失業とそれともなう税の中断および社会保険への保険料の中断を防ぐことができる。そこで、より軽い保険料で、より強固な社会保障の整備が要求される。ドイツ労働総同盟 (DGB) は、経済政策および社会政策に対する DGB の原則における最高目標として、完全雇用および勤労権の実現を要求す

る。そして完全雇用への方策は全ての税納入者によって賄われなければならない。このことは、景気政策上重大な資金についても妥当する。

### 社会正義

社会的法治国家の社会政策 (Sozialpolitik) は、共同社会の政策 (Gesellschaftspolitik) でなければならない。法治国家主義者のポーズをとりながら社会保障の財政を被用者のみに任せるような集団があってはならない。そうではなくて、凡ゆる連邦国民は、使用者も、自由業者も、公務員も、社会的支出に関与しなければならない。DGB 綱領も次のように述べている。「社会的な危険を、被用者は単独で負うことができない。その社会保障に対する正当な要求は、社会の連帯責任によってのみ満たされうる。」と。また、使用者拠出金の問題、すなわち、使用者は社会保険支出に対してその半額を分担すべきかの問題もある。使用者拠出金は、賃金構成要素とみなすことができる。

### 憲法の財政規定と社会保険

基本法は税立法および財務行政に関する管轄を定めている。すなわち、税収入の連邦およびラントへの配分、財政計画、等々。基本法は社会保険の組織法的規定を包含している、そしてまた、実体法としては社会国家の原理を保証している。しかしながら、社会保険の財政運営に関しては、基本法は沈黙している。というのは、社会保険の存続は自明のこととして前提されているからである。しかし、その財政は社会によって負われているのではなく、被用者に課されているのである。

連邦憲法裁判所も、年金保険 (RV) は社会国家の典型的な課題の一つであり、我々の社会秩序の基礎である、ことを強調した。この確認は年金保険に関してのみならず、社会保険全般に妥当するものである。立法者は、ここから財政に関する結論をも引き出さなければならない。社会保障は社会的法治国家の義務であり、従って、そのための支出も民主的社会的義務でなければならない。

### 連邦労働協会

(Bundesanstalt für Arbeit)

被用者は、連邦労働協会 (BA) のために財源を負担している。この機関は、連邦政府の社会政策および経済政策の範囲内において、高い雇用状態を旨とするために共働しなければならない。全ての国民に完全雇用を保障するために、職業指導、職業紹介等の手段を通じて、雇用構造が恒常的に改善され、また経済成長が促進されなければならない。失業は購買力を低下させ、従って、総経済の収入を低下させる。結論的に言えば、連邦労働協会の支出は、所得を得る者全ての拠出金を以て賄われなければならない。

### 年金保険

年金給付は支払われた保険料の額に従っている、というのは広くゆき渡っている誤謬である。1891年から今日までの間に、年金保険への保険料は1.7%から17%に上がっている。年金の額は、過去に支払われた保険料の額によるよりも、毎年の労賃に従って決定され

る。支払われた保険料は、年金の額の基礎を規制する。

人口の年齢構成を図式的に表わしている統計の人口ピラミッドを見てみると、過去における政策の失敗による彎曲がわかる。将来10年間において、更にその先になると、高齢者の絶対数が増えるとともに就業生活にある者に対する関係でも増加する。この事実に沿って、社会全体が年金保険の支出に関与しなければならない。ところが、連邦政府の財政計画によって、税収入から年金保険への連邦の支出は、約61億マルクに減らされた。連邦の支出が少なくなれば、保険料を支払う被用者は必然的により多く支払わなければならないことになる。ただ、所得税は、既に述べた如く、累進的すなわち社会的であるが。社会国家的課題の財政のこのような置き換えは明らかに不当であり、民主的・社会的法治国家に合わないものである。

### 保険料支払者

社会保険の収入は不変のものではない。例えば、失業期間中は年金保険への保険料は中

断する。労働市場に影響を与えるような社会的な情勢がある場合にも、それは当てはまる。雇用量が下がれば、抛出金の低下が起る。また、被用者の所得が下がった場合にもそうである。また、社会的・技術的・構造的発展のために、より長期の学校教育、職業教育が要請される場合にも、それに応じて、保険料収入は減少せざるをえない。今日、わが国において、なぜ、被用者のみが、社会的・技術的・構造的発展の成果を保険料によって年金保険に向けて賄わなければならないのだろうか。社会全体がこれに対して責任がある。年金保険は、国家の財政・経済・労働市場政策に大きく依存している。従って、年金保険は全ての所得者によって賄われる場合のみ正当であり妥当であるといえる。

### 社会保険および失業保険の収入は国家の景気政策の資金か？

年金保険の収入は、社会予算によると、1970年中には、538億マルクに達するはずである。連邦・ラント・市町村税による収入によって1,200億マルクと見積られる財源によ

って、連邦の財政・経済・景気政策は安定する。年金保険の保険者および連邦労働協会の安定に関する法律は、それらの積立金の一部はドイツ銀行のいわゆる平衡請求権証券 (Mobilisierungspapieren) および流動化証券 (Liquiditätspapieren) に出資されなければならないことを定めている。社会政策が国家の財政・経済政策の中に深く組み込まれることは、学問的にも正当であり必要なことと考えられている。今日、国家の財政によって多面的な経済的な支配作用がなされることが気づかれている。

1965年から1967年の間に、我々は、連邦政府が社会保障の分野に関与した経験を持っている。その際、広範な変革は社会政策的法律によって実現されたのではなくて、財政安定法 (Haushaltssicherungsgesetz vom 20. Dezember 1965)、財政計画法 (Finanzplanungsgesetz vom 23. Dezember 1966) および財政変更法 (Finanzänderungsgesetz vom 21. Dezember 1967) によって行なわれたのである。

財政・経済・景気政策は社会全体の課題である。被用者は民主社会の構成要素である。

したがって、他の集団が税のみを支払っているのに対して、彼等が賃金に課せられる税以外によっても経済・景気政策に抛出させられているのは不当なことである。

社会保険への抛出金の代わりに、全ての所得者の社会的抛出金こそ、基本法で保証された社会的法治国家にふさわしいものであろう。

Karl Lücking, Hannover; Herkömmliche Finanzierung der sozialen Sicherung im sozialen Rechtsstaat nicht zeitgemäß; *Soziale Sicherheit (Zeitschrift für Sozialpolitik, Die Sozialpolitische Monatszeitschrift der Gewerkschaften)*, 19 Jahrgang Heft 4 (April 1970), S. 97~99.

(伊達隆英 健保連)

## 精薄児の就労問題と施設

(フランス)



フランス北部の Loos 市にある精薄児施設の精神科医 3 名による報告で、精薄児教育を将来の社会生活、職業生活の諸条件と対比させて考察している。中心となっているのは同施設での年間の試みの検討であるが、その他精薄者の就労に関する既存の調査報告を参照している。

報告されていることがらはほぼ次のように整理することができる。

- A. 精薄児（中度）の特質の検討（知的能力、精神的身体的条件、対人関係および社会生活、情緒的側面などについて、その限界と同時に可能性を検討している）
- B. 同施設の概要（経営主体：リール地方保健福祉活動協議会、現在の収容児童：

6~14歳、IQ 45~70、男子30名、女子25名、スタッフの構成：所長（精神科医、指導員、精神療法医、精神科医、内科医）、ソーシャル・ワーカーのほか親のグループが少しづつ参加している。

活動形態：入所から3ヶ月間を観察期間とし、児童のあらゆる側面について検討する、知能だけでなく種々の条件を考慮して5クラスに分ける。教育方法：1. 具体的な素材の利用、2. 集団授業と個別指導の併用、3. 児童の成長と社会生活への適応に必須のことがらに限定、の3点を考慮して各学科を教える）

- C. 精薄児の就労に関する調査報告（14報告をとりあげて検討）